

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5回 豊島区税制度調査検討会議
事務局（担当課）		区民部税務課
開催日時		令和5年12月25日（月）10時00分～10時43分
開催場所		豊島区役所本庁舎9階 第二委員会室
議 題		(1) 豊島区税制度調査検討会議報告書について (2) その他
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	<学識経験者> 池上岳彦、沼尾波子、関聡介、鴨田和恵 <区職員> 副区長、区民部長、都市整備部長、建築担当部長
	幹 事	税務課長、収納推進担当課長、福祉総務課長、地域まちづくり課長、 住宅課長(マンション担当課長兼務)、建築課長
	事務局	税務課長、税務課職員3名
配布資料		資料 豊島区税制度調査検討会議報告書（案）

## 審 議 経 過

会長：	<p>(10時00分開会)</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第5回豊島区税制度調査検討会議を開会いたします。これまで4回にわたって豊島区の狭小住戸集合住宅税の在り方について御議論いただきました。これを踏まえて前回の会議の最後に申し上げたとおり、報告書の案を私が作成することになっておりました。今回はその報告書案を資料として机上に配付しております。これについて御議論いただきます。事前にお目通しいただいているかと思いますが、内容について私から簡単に説明を申し上げます。</p> <p>この税は施行されてから5年ごとに見直しをすることが条例上の規定になっておりますので、この検討会議も施行から4回目で報告書も4回目ということになるのですが、その経緯について2ページから3ページにかけて書かれております。最初の見直しのときに狭小住戸の専用面積を29㎡未満から30㎡未満に変更するという見直しを行ったのですが、そのあとの2回につきましては、検討の結果として内容を改定しないまま見直しを続けていこうということになりました。</p> <p>今回につきましては、この税の施行状況についてまず検討しようということでした。毎回統計資料なども配られており、それに従って報告書も作っているのですが、当初はどれだけ抑制が効くのかということで始めたのですが、全体として見ると課税対象となっている30㎡未満の住戸が9戸以上の建物についてはある程度の抑制が効いています。しかし、それでも建築は進み、年間平均4億円台の税収が入っているという面もございます。法定外普通税ですので使い道は決まっていないのですが、区の方針として毎年3億円ぐらいは住宅基金に積み立てる形で住宅関連の施策に投入される。それ以外につきましては、一般財源として自由に予算の中で使っていくという形になっておりますので、普通税の性格として区の判断において運営されているという適切な使い方がなされていると思います。</p> <p>そして4ページ以降ですが、30㎡未満の狭小住戸について、課税対象となっているものはある程度の抑制が進んでいる。ただ、課税対象になっていない部分、いわゆる狭小住戸8戸以下が含まれる建物については増えているという面もあり、両方合わせると横ばいもしくは若干の増加という状況が続いている。住宅ストック全体について見ましても、4ページから5ページかけて書いておりますが、東京23区の中で単身世帯の割合が高く、かつファミリー世帯の割合が低いという点で似た性格を持っている区が、豊島区と新宿区、渋谷区、中野区です。この中で見ると、中野区が1番単身世帯の割合が高いという点もあるのですが、しかし豊島区以外の3区では若干減少傾向にある。豊島区に関しては若干増加もしくは横ばいというところで、抑制が完全には効いていない状況にあるということが明らかになっております。</p> <p>5ページからは住宅ストックバランスに係る課税と規制ということで、豊島区の施策の内容について整理しております。(a)、(b)、(c)と書いておりま</p>
-----	---

すが、(a) というのはまさに本税「狭小住戸集合住宅税」のことです。

(b) は「中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」で、地上3階建て以上かつ15戸以上の建築物については住戸面積を25㎡以上にするという規制がなされている。(c) は「地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」で、区内の2つの地区の合計16ヘクタールの土地におきまして、専用面積29㎡未満の住戸を13戸以上、地区によっては30戸以上有する共同住宅等の建築を禁止することになっております。ということで、豊島区におきましては税と規制と両方の面で施策がなされている。それと同時に、今回この検討会議でも御紹介いただきましたとおり、いわゆるファミリー住戸の附置義務という政策も新しく打ち出されています。この「としまファミリー住戸」という制度も来年度から導入される見込みということなので、地上3階建て以上かつ30戸以上の集合住宅については、50㎡以上の住戸を一定数以上附置しなければいけない。そういう政策がとられているということで、全体として住宅ストックバランス、それから狭小住戸の抑制にプラスになるということが確認されたと思っております。それらをもとに、本税についてどうしようかということについて、6ページから書いております。まず、5年前に作られた2019年度から2028年度までの住宅マスタープランには、「狭小住戸集合住宅税」により、狭小な住戸から構成される共同住宅の建設を抑制し、住宅ストックバランスの回復を図ります」ということで、本税の位置づけが明記されています。ただし、これにつきましても、今同時並行で住宅マスタープラン改定の作業が続けられていると伺っておりますので、その中で本税につきましても改めて何らかの評価がなされるものと期待しています。本税の性格付けとしまして、規制というのは条件に当てはまった場合には建設出来ないことになるのですが、税の場合は納めれば建てられるという特徴がございますので、そういう意味で建築主の側に選択の余地があるという、ある意味柔軟な制度になっております。そういった経済的手法の持つメリットを生かして選択をしていただくというところで、しかも抑制はある程度効く手法として継続すべきだということを、まずこの「狭小住戸集合住宅税の課税継続」というところで結論づけております。

その上でこの4番、7ページ以降ですね。見直しについてということで、3点にわたって今回見直しの議論を行いました。

まず狭小住戸の面積基準30㎡未満ということにつきましてもいろいろ議論がございました。専用面積30㎡以上35㎡未満の住戸が増えているということで、もしここも抑制したいというのであれば、面積基準を30㎡未満から35㎡未満にするということも当然あり得るのですが。ただし、区の住宅施策の方針として、専用面積30㎡以上35㎡未満の住戸が増えるということについては必ずしもマイナスの面ばかりではなく、30㎡を超える住戸が増えているというプラス面を考えると、もしくはいわゆる単身者の生活環境の改善という面もあるので、面積基準30㎡未満というところを動かす必要はないのではないかという意見が多かったと思っておりますので、これについてはこのままということにしております。

それから1戸当たり50万円という税率についてですが、これについては税を作った当時なぜ50万円にしたのかを改めて確認した上で、当時の固定資産

税の制限税率もしくは最高税率との関係で計算してみたところ、若干50万円より高くしてもいいという考え方もあり得ます。しかし現時点でそれを引き上げるということまでは強く言えないだろうという意見が多かったかと思しますので、これについても維持することが妥当であろうというふうにはここでは提案しております。

3番目、課税対象外の基準の狭小住戸8戸以下ということについて、これはかなり多くの意見が出されたところです。これにつきましては、この税を創設した当時は、いわゆる「庭先経営」という言葉を使って、地元に住んでおられる方が自分の家の庭に小さいアパートを建てるということを考えていたところがございます。そうした狭小住戸8戸以下の建物は課税対象外としたのですが、現実には狭小住戸8戸以下を有するといっても全体の戸数が9戸以上という建物が増えてきているところがあります。それは庭先経営ではないだろうという評価も出来ますので、そういった場合はどうしたらいいのかということを検討したわけです。これにつきましては9ページの二つ目の段落から議論のまとめを行っています。

考え方としては、課税における「公平の原則」というものがございます。担税力のある人、又はその行為に応じて負担をするということです。その場合は庭先経営ではないような住戸については課税をすべき、あるいは課税したほうが望ましいということになりますので、狭小住戸8戸以下であっても総戸数が9戸以上の場合には課税するというのが一つの考え方になります。ただし、その場合、「ただし」ということで3段落目に書いてありますとおり、地域住民が自宅の住戸と賃貸用の狭小住戸を合わせて9戸もしくは10戸といった集合住宅を建築した場合、実態は庭先経営とあまり変わらないのではないかという考え方もとれます。そうであれば、狭小住戸8戸以下であっても一定規模以上、例えば地上3階建てかつ総戸数15戸以上の集合住宅については課税するという見直しがあり得るといふ御意見もございました。さらに、「としまファミリー住戸」という制度の趣旨も踏まえれば、地上3階建てかつ総戸数15戸以上の建築物については狭小住戸8戸以下であっても課税するが、専用品積50㎡以上の住戸を一定数以上附置すれば課税対象外とするといった制度設計も可能だということなのです。

そうした考え方が一方でありつつ、しかしそれに対して、ストックバランスの観点からもう一つ別な見方もできるわけです。マンションの場合はファミリータイプよりもワンルームタイプの住戸のほうがいわゆる賃貸物件としての回転が早く、しかも利回りが良いという面がございますので、課税対象外という線引きがなくなった場合、建築主が収益を追求していきますと、むしろ狭小住戸の戸数を増加させる可能性もございます。実際、本税の課税物件についても、全てもしくは大部分の住戸が狭小住戸という例は多く見られるわけでございます。また、住宅ストックの観点から、課税対象外の規定によって狭小住戸が8戸以下かつ、より大規模な住戸と複合した集合住宅、いわゆる混在型の住宅は多様な世帯が共生するという面ではプラスの面もあるという御意見もございます。

そういった意見をまとめてみますと、担税力を重視する課税の公平原則に従

例えば、狭小住戸8戸以下であっても一定規模以上の集合住宅については課税することが望ましいと言えらると思います。ただし、実際に課税を行った場合に建築主がそれに応じて納税をするか、もしくは住戸面積を30㎡以上に拡大して納税を回避するか、あるいは狭小住戸を増やして賃貸の回転率と収益を高め本税のコストを解消しようとするかと、そういういろいろな選択が考えられるわけですし、どうなるかはなかなか分からないということが現実問題としてはあります。ということは、建築主の行動によっては、住宅ストックバランスにプラスの影響があることもあるけれどもマイナスの影響があることもあるという状況にあります。さらに、混在型の集合住宅という住環境についてもそれなりに評価すべき点があると言えます。ということで、本会議におけるこれまでの検討だけでは建築主の対応を推測するというのは難しい面がございますので、実際に制度見直しを行うかどうかは区で判断されるわけですが、判断する場合には区において、建築主の行動及びそれがストックバランスに及ぼす影響についてあらかじめ十分調査することが必要だと考えております。

最後に、ストックバランスの是正という目的のために本税は存在意義を有するというので課税を継続すべきですが、今申し上げたとおり、制度の見直しに当たりましては建築主の行動、それからそれがストックバランスに及ぼす影響についてもあらかじめ調査をしていただきたい。本税だけでなく、「としまファミリー住戸」をはじめとするいわゆる行政的手法も含めて、適切な住宅施策を進めていただきたいというのが本会議からの意見になります。というのが私のほうで議論をまとめさせていただいた内容です。後ろについております資料は、会議内で配付された資料の中で使っているものをピックアップしております。

ただいま御説明した報告書案について御質問・御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。A委員どうぞ。

A委員：

思いついたところを述べさせていただきます。この課税の根拠という話に関しては、8ページの上から4行目のところに、「豊島区は本税の賦課により単身者を排除することを目的としているのではない」と書かれており、12ページの資料2の第1条の課税の根拠では、「ゆとりある住宅及び住環境を実現するため」としか逆に書かれていないのですけども、素直な理解としては、いわゆるワンルームマンションを抑制したいというのが何となく分かりやすい説明だったような気もして、それはとりもなおさず単身者を排除することそのものというか、ひとり暮らしの世帯ばかりになる、つまりワンルームばかりになると困るということに少し近いような感じもしておるのですが、そこはどのようにでしょうか。つまり、単身世帯自体を抑制したいと思っているわけじゃなく、あくまでも単身世帯は単身世帯でいいけれども、狭くゆとりのない住環境に住む単身世帯を抑制したいというのが、大元の目的だという理解でよろしいでしょうか。

会長：

この税を作ったとき、ワンルームマンションが非常に増えていて、ほかの区に比べて単身用住戸、あるいはワンルームマンションの比率が住宅ストックの中で高いという現実があり、確かにワンルームマンション建設そのものを抑制したいという意図がありました。ただし、それは単身者を排除するとか減らす

	<p>うとかという話よりは——減らすということと抑制するということは微妙な言い方の違いですけれども——どちらかというと建てることを禁止するわけではないので、そういう意味では抑制する、つまり増え過ぎないようにするという意図があったのだと思います。ワンルームマンションがまったく建たなくなるのであれば税収は見込めないのですが、税という形はとらないということになるのですが、税収を見込むということを考えていたので、ある程度建つのはやむを得ないだろうというところだったと思います。その当時ワンルームマンションの定義として、29㎡もしくは30㎡ということ考えたのは豊島区でございまして、区によってはこれを40㎡としているところもある。ただ、40㎡としてしまうと、それはまさに抑制し過ぎることになる。ですので、排除することではなくて単身世帯が増え過ぎるのを抑えたいということ、それを言いかえればファミリー世帯が増えてほしいという面と、それから単身者が住むにしてももう少しゆとりある住戸面積の住宅で住んでいただきたいと、そういう意図を重ね合わせて作っているのがこの税だと思っております。というのが私の理解なのですが、区側から何かございましたら。B委員どうぞ。</p>
B委員：	<p>会長のおっしゃるとおりだと思います。税で抑制するということで選択の余地があるということと、言葉の使い方かもしれませんが、やはり排除という強い言葉が使われるような意図はないと。条例を見てもそこまでのものではないということで、まさに今会長がおっしゃったとおりかなというふうに考えております。</p>
会長：	<p>ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。C委員どうぞ。</p>
C委員：	<p>1番最後の10ページに書かれているように、建築主の行動とそれがストックバランスに及ぼす影響を把握することはなかなか難しいですね。やっぱり豊島区は単身者や外国人の方が多いので、どうしてもワンルームの需要はあるわけですね。それを考慮して投資物件として購入している方もいらっしゃるのです。その辺のところは調査を十分することが大事だと思います。それから、狭小住宅を抑制することよりもどちらかというファミリー住宅を増やすことのほうが大事じゃないかと思っているんですね。だからこの税について継続というのは当然すべきだと思いますけれども、例えば庭先経営はいいとしても、それ以上の戸数があるものには課税するということについては賛成いたします。ですから十分に調査をしていただきたいと思います。</p>
会長：	<p>ありがとうございます。前回出されました意見につきましてはできる限りここに書き込むということで工夫させていただいたつもりです。いずれにしても豊島区の住宅施策としていい方向になる見直しをしなければいけないので、そのための調査が必要だということ、ぜひそれをお願いしたいと考えております。</p> <p>実はこれを書いているながら私自身がちょっと思ったことがあります。会議の中で「としまファミリー住戸」について御説明いただいたのですが、これは導入が決定したということによろしいのでしょうか。そういうつもりで書いているのですが、そこはどうなっているのでしょうか。事務局からどうぞ、a幹事。</p>
a幹事：	<p>4月1日の要綱制定に向けて、現在調整中です。</p>
会長：	<p>つまりこの書き方でいいかという問題でして、この報告書では決まっている</p>

	<p>かのように書いているのですが、この書き方で問題がないかどうかを確認できればと思います。b 幹事、どうぞ。</p>
b 幹事 :	<p>今改定作業中の住宅マスタープランのほうにもこのファミリー附置の話は触れておりまして、「としまファミリー住戸の附置義務を導入し、住宅ストックバランスの改善と定住を図ります。」ということで、改定の案を今取りまとめているような状況でございます。明確に日付などまでは触れておりませんが、導入するという事は書いておりますので、方向としては間違いないのかなというふうに考えております。</p>
会長 :	<p>ありがとうございます。今事務局から住宅マスタープランの改定について御発言をいただきましたが、こちらも改定作業はまだ続いているわけですね。はい、どうぞ。b 幹事。</p>
b 幹事 :	<p>そうですね、ちょうど明日住宅対策審議会がございまして、そこでこの住宅マスタープラン素案を審議会の委員の皆様にお諮りして、来月からパブリックコメントを開催させていただき年度内に答申という形で全て完成するという予定です。</p>
会長 :	<p>これもなぜ申し上げたかという、6 ページの下から7行目で、この住宅マスタープランの改定について言及しております。「令和6年3月を目標に、改定のための審議が進められている。そのなかで、本税についてあらためて適正な評価がなされることが期待される」という書き方でよろしいですか。これは事務局よりも委員の皆様ということになるのですが。D 委員。</p>
D 委員 :	<p>問題ないかなと思います。本税があることによって税対象の狭小住戸が少なくなっていますという報告は住宅対策審議会にもさせていただいておりまして、それは十分評価をいただいていると思っております。</p>
会長 :	<p>このままでよろしいということですね。ほかの委員も御意見ございましたら。E 委員どうぞ。</p>
E 委員 :	<p>はい、会長におかれましては報告書案を御作成くださいましてありがとうございました。本当に大変な作業だったのではないかなというふうに思いながら拝読させていただきました。その上で気になったところを2点申し上げたいと思います。</p> <p>具体的な書きぶりということよりも全体、このまとめ方でいいかという話にも関わるところなのですが、9 ページ目の「狭小住戸8戸以下」の議論のところ、前回私途中で退席してしまったのですが、前回私が申し上げたこと、あるいはそのあとの議論なども含めますと最終的にはこういう書き方にならざるを得ないのかなというふうに思ったところはございます。ただ、他方でちょっと気になりましたのは、9 ページ目の下から二つ目のパラグラフのところ、ワンルームのほうが賃貸物件としての回転が速くて利回りがいいので、課税対象外の線引きがなくなった場合に、結果的に狭小住戸の戸数が増加してしまうのではないかという記述があるのですが、これは見方を変えると税率の問題で、例えば1戸50万円ですと8戸で400万円となるわけですが、その400万円の回収というところを考えた場合、そもそものマンション全体の需要や利回りなども考慮に入れたとき、ベースとなるプラン自体を変えるほどのイ</p>

ンセンティブがある金額だろうかというふうに個人的には思ったところがございます。また、ファミリー住戸附置のルールが今後導入されるということも鑑みますと、ここまでのことが言えるのかどうかというのは大変気にかかったところでございます。それから先ほど A 委員からも少しお話がありましたけども、そもそもやはりこの税自体が良質な住宅を確保するというところで 30 m<sup>2</sup>以上の住戸へのインセンティブを期待しているということと、税の公平性ということを考えてときに、庭先経営の部分については担税力ということを考えて税の対象外とするというのは理解できるのですけれども、やはり住戸全体の面積が一定以上のものについては、課税するという考え方がありうるのではないかと。報告書案では、例えば地上 3 階建て以上総戸数 15 戸以上の建築物については狭小住戸が 8 戸以下であっても課税するといったような考え方や、専有面積が一定以上の住戸を入れた場合にはオーケーというふうにしてファミリー附置自体の趣旨というのも酌み取ってそちらのインセンティブも入れてはどうかというような提案まで書いていただいております、大変ありがたいと思えました。これについては本税の当初の趣旨ということも考えて、制度改正というところを含めた検討が進められていくことが望ましいと思いつつ読みさせていただきました。これが 1 点目でございます。

それから 2 点目は、先ほどの会長の話とも関わるのですけれども、これは 5 年前にも思ったことですが、住宅マスタープランの検討とこの税の検討が別々に並行して行われている。ところが、ある意味これは税を活用した住宅施策なので、その住宅マスタープランで住宅政策の方向性が定まらない中で、両方並行して議論するというところの難しさがあるのではないかと。この税は 5 年に 1 回見直すということが条例で規定されていますので、恐らくまた 5 年後 10 年後も同じようなことが起こっていくのかというふうに思いますけども、今回のこの答申の取りまとめのところも、先ほど会長の御質問にもあったとおりそちらが固まらない中でやっていくということのしんどさもあるので、そのところは例えば次回からそこを 1 年ずらすとか半年ずらすというような形で、これは条例の規定に関わるものなので議論が必要かと思うのですけども、スケジュール的に整合性が合うような形で、豊島区の住宅政策の中で税をどういうふうに考えるのかというところの議論ができる環境を整えることも大変重要かと思えました。以上でございます。

会長：

ありがとうございました。1 点目につきましては、まさに議論をするとき、そして報告書案を作るときに考えていたような話そのまま出されているところがあります。今 E 委員が言われたようなことを考えていくとこういう文章になる、そういう作りになっているということで、そういう意味では整合性がとれていると言えればとれていると思って伺っておりました。実際にどうなるかが分からないというところについて、必ずこうなるということが分かれば、見直しをこうすればいい、今すぐやれと言えるのですが、そういう状況ではないということだと思います。ということで、こういう書き方になっています。

それから 2 点目のほうですが、確かにそのとおりでありまして、1 年ずれていると本当はありがたい。国でやっております住宅土地統計調査も、たしか今年の 10 月 1 日現在で調べているから当然まだ結果が出てないので、本検討会

D 委員 :	<p>議で使っているデータは5年前のものであるという非常に苦しいところがございます。これが来年検討するのであれば、おそらくもう結果は出ているので、それを見て、だからこうしようと言えるので、この次から1年ずらすということをやっただけだとありがたいと思います。はい、D 委員。</p> <p>私もそう思っています、5年前のデータを使っている部分もあるので、今回は時期をずらしていきたい。24年ぶりに区長が替わったということもあって、来年には基本構想・基本計画を前倒しで定めるということになりました。新たな部署も出来ていますので、それを踏まえてこの住宅マスタープランのほうも1年間ぐらい前倒しをしていく検討をしていきたいなというふうに思っていますので、できれば検討時期はずらしていきたいというふうに考えております。</p>
会長 :	<p>ありがとうございました。ぜひ、新しい資料を使って議論ができるような環境を整えていただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。F 委員どうぞ。</p>
F 委員 :	<p>いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。また、取りまとめも本当に御苦労さまでございます。一つ申し上げたいのは、豊島区の特徴として75歳以上のひとり暮らしの高齢者の数が全国1位というような数字もございます。この制度そのものは、良質な住宅のストックと居住環境の整備という部分が相まって、できるだけワンルームの面積を広げていくという住環境整備に合わせた部分ですけども、とりわけ高齢者についても賃貸住まいの方々が非常に多く、そうした人たちが賃貸を借りづらいという状況や視点も加味しながらこういった在り方を検討する必要があるかと思えます。今回のこのまとめの中でも、見直しには様々な調査をする必要があるということがうたわれておりますので、そういった高齢者のひとり暮らしの賃貸住宅、やはりどうしてもワンルーム的な部分も必要になってくると思えますので、そうしたことも併せて議論の構造に上げるような調査をしてまいりたいと思います。ありがとうございました。</p>
会長 :	<p>ありがとうございました。今回の検討を踏まえて、さらに住宅施策を進めていただけるというお話が今あったと思いますので、ぜひよろしく願います。ほかにはいかがでしょうか。E 委員どうぞ。</p>
E 委員 :	<p>この税の仕組みそのものではないのですが、ぜひ住宅政策について教えていただきたいのですが、ワンルームを30㎡以上というところを進めるメッセージが住宅政策の中でどう貫かれているかというあたり、おそらく区のほうで区営住宅などもあるかと思うのですが、例えば区営住宅に関しても面積を広げていくとか、そういうことを考えておられるのでしょうか。</p>
b 幹事 :	<p>建替えをする際には、今の需要と言いますか応募状況や今住んでいる方の御意見を聞きながらやっていきたいというところですが、今のところ大規模改修を行っているところで、スペック的に広がるというのはないというところがございます。</p>
会長 :	<p>ほかには御発言はよろしいでしょうか。A 委員どうぞ。</p>
A 委員 :	<p>今回の報告書に関しては、会長の取りまとめ内容で、大変うまくまとめてい</p>

	<p>ただいたと思っております。それで最後のところに、実際にはその調査が行われないとなかなか判断がつかないというくだりがあるのですけれども全くそのとおりで、ただ、こういう会議が実際に始まった段階から急に調査するというのは現実出来ないわけですので、次回が何年後になるか分かりませんが、そこに向けて今回こういう論点が提示されたということを踏まえて、地道に調査をしておいていただきたいなというふうに思っております。実際に建築主がどう行動するかというのは、本当は1度条例の基準面積とかを変えてみて結果を見ると1番はつきり分かるでしょうが、現実それは難しいとすると、何らかアンケートのようなものを建築主に地道にとっていくというようなことになるのかなという気がするのですが、その方法もいろいろあるかと思しますので、次回に向けてその辺りは意識的に調査してデータを集めていただきたいなということを要望して終わります。</p>
<p>会長：</p>	<p>ありがとうございました。ただいま御発言いただきましたとおり、確かにそういう課題があることについてはここでも書きましたので、これに応じてぜひ建築主や事業者の方々はどう対応されるのかということについても調査を積極的に進めていただきたい。それによって住宅政策もよりよいものになると思いますので、その点をこの報告書が出されましたらまた御検討いただければと思っております。</p>
	<p>それでは、よろしいでしょうか。御意見が出そろったようでございます。この報告書の文面につきましては特に修正案が出されていないように思います。誤字脱字があったりすると困るのでそこはまた事務局とも改めて検討しますが、内容としてはこの報告書をそのまま決定させていただくということにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
	<p>(一同、異議なし)</p>
<p>会長：</p>	<p>それではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。それでは事務局から何かございましたら。</p>
<p>事務局：</p>	<p>次回の日程について御案内させていただきます。次回、本日いただいた報告者案をもとに最終的な答申としていただく予定をしているところでございます。次回の日程ですけれども、1月下旬から2月上旬で今のところ考えてございますので、改めて委員の皆様にはメールにて日程の調整をさせていただきたいと存じます。事務局から以上でございます。</p>
<p>会長：</p>	<p>それでは今回の豊島区税制度調査検討会議はこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>
	<p>午前10時43分閉会</p>